

保護者の方へ

くる・くる児童館とは

現在、宮崎市が巡回訪問している「くる・くる児童館」は、児童館・児童センターの利用困難地区の解消を図るため、平成17年度に開始した事業です。公共施設や自治公民館など、市内10ヶ所を毎週1回巡回訪問しています。

【目的】

- ・子どもたちに安心かつ安全な遊び場を提供する。
- ・遊びを通して、年齢の異なる子どもたちとの交流を図る。
- ・社会性を学ぶ機会を提供し、子どもたちの健全育成を図る。

【主な事業内容】

- ・(例) 工作、ぬりえ、季節行事、講師による講座
毎回、会場に持参する玩具や本などで自由に遊ぶこともできます。

利用対象者・利用料金

- 対象は、小学生です。(就学前のお子様は、ご遠慮ください。)
- 利用料は、原則、無料です。
(一部、講座開催に伴う材料費が必要な場合があります。その際は、事前にご連絡します。)

(注)「くる・くる児童館」は、お子様をお預かりする施設ではありません。
開館している時であれば、遊びたい時間に来て、好きな時間に帰ることのできる「遊び場」とご理解ください。

開催場所・開設日

- 場 所： 自治公民館、集会所、市公共施設等を利用
- 開催時間： 午後3時から午後5時30分まで
ただし、日照時間の関係で11月・12月は、午後3時から午後5時まで
夏休み・秋休み・冬休み、学年末休みは、午後1時から午後5時30分まで
- 休 館 日： 祝日、会場の休館日、自然災害などで会場が利用できない日

利用方法

- 「くる・くる児童館」の利用を希望される場合は、「利用登録書」の提出が必要となります。
- 登録書は、各年度の初回来館時に、「くる・くる児童館」の職員に提出してください。
(年度途中での提出も可能です。)

(注)「くる・くる児童館」は、午後3時からの利用開始となります。午後3時より前に学校が終わる時は、一度帰宅してから「くる・くる児童館」をご利用ください。

ケガなどに対する保険制度

- 安全については十分配慮しますが、「くる・くる児童館」の中でのケガなどに備え、「くる・くる児童館利用登録書」をもとに、事業受託者(社会福祉法人 宮崎市社会福祉事業団)にて保険に加入します。

「くる・くる児童館」に関する問い合わせ先

くる・くる児童館	TEL 48-2290
宮崎市社会福祉事業団	TEL 21-1500
宮崎市子育て支援課	TEL 21-1765